

佐賀県告示第 35 号

佐賀県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例（平成 26 年佐賀県条例第 87 号。以下「条例」という。）第 11 条第 1 項の規定により、平成 28 年 1 月 31 日、次の知事指定薬物の指定は失効する。

平成 28 年 1 月 29 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

1 失効する知事指定薬物の名称

(1) 化学名 2 (2 , 5 ジメトキシ 4 メチルフェニル) エタンアミン及びその塩類（通称名：2C-D）及びその塩類

(2) 化学名 2 { [ビス(4 フルオロフェニル) メチル] スルフィニル } N メチルアセトアミド（通称名：Modafinil）及びその塩類

(3) 化学名 1 メトキシ 3 , 3 ジメチル 1 オキソブタン 2 イル = 1 (シクロヘキシルメチル) 1 H インダゾール 3 カルボキシラート（通称名：MO-CHMINACA）及びその塩類

2 失効の理由

当該知事指定薬物が条例第 2 条第 6 号に掲げる薬物に該当するに至ったため

3 罰則の適用

この指定の失効前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。